

第3期中期計画の変更について認可を受けました。(平成28年1月20日付 財務大臣認可)

改正事項

改正後	改正前
<p>1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>(1) 業務運営</p> <p>ホ 契約については、法令等により契約相手先が一となる場合を除き、原則として一般競争入札等（競争入札並びに随意契約のうち企画競争及び公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとする。</p> <p>具体的には、<u>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、酒総研が策定した「調達等合理化計画」</u>に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るとともに、その改善状況を公表する。</p> <p>研究・開発業務等に係る調達については、公開されている他の独立行政法人等の事例等を参考に、透明性が高く効果的な調達の在り方を検討する。</p> <p>また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックする。</p> <p>なお、外部有識者等で構成される契約監視委員会に定期的又は必要に応じて意見を求めるとともに、その審議概要を公表する。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>(1) 業務運営</p> <p>ホ 契約については、法令等により契約相手先が一となる場合を除き、原則として一般競争入札等（競争入札並びに随意契約のうち企画競争及び公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとする。</p> <p>具体的には、<u>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」</u>(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るとともに、その改善状況を公表する。</p> <p>研究・開発業務等に係る調達については、公開されている他の独立行政法人等の事例等を参考に、透明性が高く効果的な調達の在り方を検討する。</p> <p>また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックする。</p> <p>なお、外部有識者等で構成される契約監視委員会に定期的又は必要に応じて意見を求めるとともに、その審議概要を公表する。</p>